

愛媛労働局発表

平成30年4月3日

報道関係者 各位

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 三好 剛史
地方産業安全専門官 松本 正基
電話：089-935-5204（内線470）

「愛媛第13次労働災害防止推進計画」の策定について (2018年度～2022年度)

愛媛労働局では、厚生労働省が示した「第13次労働災害防止計画」（2018年度～2022年度）（以下「13次防」という。）に基づき、県下の情勢を踏まえ、重点的に取り組む事項を定めた「愛媛第13次労働災害防止推進計画」（以下「13次推進計画」という。）を策定しました。（平成30年3月30日付け）

13次推進計画では、2022年までに、「死亡災害については、過去最少（平成26年10人）を更新する9人以下に減少させる。」、「休業4日以上之死傷災害については、過去最少（平成27年1,405人）を更新し1,300人台とするため、2017年と比較して8%以上減少させる。」等の目標を掲げ、製造業、建設業、林業、道路貨物運送業、第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）を重点業種とする労働災害防止対策や、メンタルヘルス対策などの重点とする労働者の健康確保対策等を示し、安全や健康が確保された、安心して働き続けられる社会の実現を目指して対策を推進することとしています。

労働災害防止計画は、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。13次防は、2018年度を初年度とする5年間を対象とし、2022年までに、2017年と比較して「死亡者数を15%以上減少させる。」「死傷者数を5%以上減少させる。」等の数値目標を設定しています。（別添 第13次労働防止計画パンフレット 参照）

13次推進計画は、13次防に基づき、県下の情勢を踏まえ、県下で重点的に取り組む事項を定めたもので、2022年までに、「死亡災害については、過去最少（平成26年10人）を更新する9人以下に減少させる。」（2017年14人、約35%以上の減少に相当）、「休業4日以上之死傷災害については、過去最少（平成27年1,405人）を更新し1,300人台とするため、2017年と比較して8%以上減少させる。」（13次防は5%）等の数値目標を設定しました。

13次推進計画の数値目標、重点事項及び具体的取組の概要は、別添「愛媛第13次労働災害防止推進計画（概要）」のとおりです。

- ・なお、第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度～平成 29 年度）の目標達成状況は、別添「第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度～平成 29 年度）目標達成状況」のとおりです。残念ながら目標の達成に至らなかったものが多くなりましたが、13 次推進計画においては、気持ちを新たに、目標達成のため全力で取り組むこととしています。

平成 29 年の労働災害発生件数は未確定（グラフでは推計値を記載）

別添

- ・「愛媛第 13 次労働災害防止推進計画」
- ・「第 13 次労働防止計画 パンフレット」
- ・「愛媛第 13 次労働災害防止推進計画（概要）」
- ・「第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年度～平成 29 年度）目標達成状況」